

# 感染防止対策ガイドライン

## ■お客様にお願いする感染予防対策

### 基本予防

- ・開放的な気分から基本的な予防（咳エチケット・ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒等）を怠らないよう促す。
- ・石垣島滞在中は夕食をコンビニ弁当で済ませるなど、できるだけ人が集まる場所へは行かないように促す。
- ・朝食時等、一時に人が集まる場所へ行く場合はできるだけ時間をずらすよう促す。
- ・外出時はマスク着用を促す。

### お客様 ⇔ スタッフ及び他のお客様の感染防止

- ・発熱、咳、体調不良の症状がある方はキャンセルして頂く。  
（毎朝チェックして頂き、該当の場合はお迎え、または集合までに連絡頂く）
  - ・送迎車内はマスクを着用して頂く。
  - ・少しでも感染リスクを減したいお客様はレンタカーでお越しになることをお勧めする。
  - ・ショップ屋内、密閉された船内に複数人が入る場合はマスクを着用して頂く。
  - ・原則、飲み物はご自身で持参して頂く。
  - ・自身の飲み物は自身で入れる
  - ・親切心からの行為を控えるよう気を付けて頂く（他人に飲み物を入れてあげたり等）
  - ・トイレを流す際は蓋を閉めてから流していただく。
  - ・リネン類は持参して頂く（バスタオル等）
  - ・共有物にふれる機会を減らす（ペンの持参等）
  - ・他人の器材、荷物には触れないようにする。（特にマスク・レギ・タオル）
  - ・できるだけアルコール消毒液は持参して頂く。（アルコール消毒液は機内持込可能※1）
- (※1)・密閉できる 500cc 以下の容器に分ければ 2 リットルまで機内預け可能
- ・ 100cc 以下の容器に入れ、容器ごと密閉袋に入れれば手荷物にて機内持ち込み可能

### お客様 ⇒ スタッフの感染防止

- ・着用したマスク、レギュレーターは使用した本人に指定のカゴや桶に入れて頂くか、スタッフが触れる前に消毒する。
- ・握手やハグ等の接触機会を減らすよう心がけ、お客様にも理解を求める。

## ■店内、船上、船内の感染予防対策

- ・よく触れる場所は定期的に消毒を行う（ドアノブ・トイレ内・手すり等）
  - ・毎朝、及び適時お客様の体調を観察する。
  - ・お手洗いのタオルを使い捨てのペーパータオルに変更する。
  - ・飲み物のコップは使い捨てのものを使用する。（または自身の物が判別できるようにする）またコップは重ねて置かない
  - ・リネン類の共有、貸し出しは行わない。
  - ・送迎車内、スタッフは、お客様共にマスクを着用し、可能なら少し窓を開けて走行する。エアコンはリフレッシュに設定する
  - ・ドアの取っ手等、人が触れるものについてはこまめに消毒を行う。
  - ・ログタイムは人数によって時間を短縮するか、密閉された場所では行わないようにする。
  - ・お客様との食事会は行わないようにする。
  - ・レンタル器材の消毒を徹底し、消毒後は完全に乾かす。
  - ・他人の器材同士が触れないよう置き場に配慮する（特にマウスピース・マスク）
  - ・石鹼での手指洗いや消毒ができるようにしておく。
  - ・手が濡れている状態ではアルコール消毒の効果は激減する。乾かしてから行うか、濡れた手の場合は次亜塩素酸水か石鹼で消毒する。
  - ・毎日のお客様とスタッフの健康チェックリストを作成する。（氏名・体調・体温）
- ・各お店の利用後3日後に各店よりお客様全員に連絡を行い体調の確認をする。

連絡→ 体調不良ではない→ 完了→2週間以内に感染が判明した場合は連絡を頂くよう伝える

連絡→ 体調不良（発熱・咳・倦怠感等）を確認  
↓↓（スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になる恐れ有り）

ご連絡頂いたお客様に対して最寄りの保健所に連絡済みか確認  
↓↓

事務局に連絡 → 同時に健康福祉センター、または保健所に相談  
↓↓ ↓↓

↓↓ 必要に応じて対象者リストを保健所に提出

↓↓→→ 事務局はリストを保管の上、協会理事会と石垣市に報告を行う

↓↓

1週間後再度連絡を行い、感染の有無を確認→感染確認の場合は再度保健所に連絡

石垣市健康福祉センター	0980-88-0088
八重山保健所	0989-82-4891

## 自身やスタッフが感染した、濃厚接触者になった場合、 又はその恐れがある場合の対処

### ■濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、「患者」が発病した 2 日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。
- ・ 適切な感染防護無しに感染が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・ 感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として 1メートル）で、15分以上必要な感染予防策なしで、「患者」と接触があった者。

お客様がお店滞在後 3 日以内に発症した場合はダイビングで同席したスタッフ・お客様は濃厚接触者となる可能性があるが、濃厚接触者か否かの判定は保健所が行う。その為、自身が濃厚接触者になった恐れがある場合は速やかに相談窓口か保健所に連絡を行う。

### ■濃厚接触者になる可能性がある場合の本人の対応

- ・ 咳エチケットと手洗いを徹底するようにし、常に健康状態に注意を払う。
- ・ 同居している者には、サージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように伝える。
- ・ 廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りに行う。
- ・ 家族や周囲の者（同僚等）に対して、外出制限は不要である。

速やかに → 健康福祉センター、または八重山保健所に電話で相談する。

### ■お客様より、そのお店での最終日から 2 日以内に症状を発症したとの連絡があった場合

（スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になるものと考えた行動が望ましい）

- ・ スタッフ → 健康福祉センター、または八重山保健所に電話で相談する
- ・ お店 → スタッフを健康福祉センターに連絡させる  
濃厚接触者になる可能性がある者（お客様含）にその旨連絡し、健康福祉センターに連絡させる  
濃厚接触者になる可能性がある者のリストを保健所に提出（お客様含）

### ■濃厚接触者に認定された場合

・ 「濃厚接触者になる可能性がある場合の対応」を取りつつ、保健所等、行政の指示に従う。

### ■スタッフに感染、発症が疑われる場合

・ 症状 頭痛、喉の痛み、下痢、鼻詰まり、発熱、味覚嗅覚障害、食欲不振、倦怠感、悪寒、呼吸困難、など多岐に渡ります。

自身、及びスタッフや家族が感染の疑い、または濃厚接触者になる可能性がある場合は健康福祉センター、又は八重山保健所に相談して下さい。